

災害時における対応

災害時の愛知県立総合看護専門学校及び、愛知県看護研修センターの研修は、以下の愛知県立総合看護専門学校学則施行細則に基づきます。

【愛知県立総合看護専門学校学則施行細則】

(災害時等の授業時間)

第 14 条 災害時等における授業時間は、次に定めるところによる。

(1) 台風・豪雨等異常気象時の取扱い

ア 愛知県内の何れかの区域（以下「愛知県内」という。）に、気象庁より「特別警報（警戒レベル 5 相当）」、「暴風警報」、「暴風雪警報」（以下「警報」という。）が発令された場合、原則として警報発令中は授業を行わない。

イ 警報が解除された場合の授業の再開については次のとおりとする。

（ア） 午前 7 時までに全て解除された場合は、平常通りの授業を行う。

（イ） 午前 7 時から午前 11 時までに全て解除された場合は、午後 1 時 15 分から授業を行う。

（ウ） 午前 11 時を過ぎた後もいずれかの警報が継続している場合は、当日の授業を中止（臨時休校）とする。

ウ 居住地域や通学路に「警戒レベル 4 の情報（大雨危険警報、洪水危険警報、土砂危険災害警戒情報等）」が発表されている場合、又は発表されていなくとも、通学路の激しい冠水、河川の増水、土砂崩れ等の危険が認められる場合は、登校を見合わせて自宅待機することができる。

エ 登校（校外授業を含む。）後に、愛知県内に警報が発令された場合は、速やかに授業を中止し、学校長の指示のもと安全確保の対応をとる。

(2) 地震、その他の災害時等の取扱い

ア 地震、その他の災害時等で、交通機関の故障、道路・橋梁の破壊、通学路の危険等により登校が危険な場合は、上記（1）の警報の有無にかかわらず、登校を見合わせて差し支えない。

イ 愛知県内に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）」が発表された場合、及び県内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、即時に教育活動を停止または臨時休校とする。

(3) 交通機関が運行されない場合の取扱い

ア 名古屋市交通局（市バス・地下鉄）以外の交通機関（JR・名鉄・近鉄等）のみが運行されない場合は、運行されている路線を利用して安全に登校できる生徒を対象に、原則として授業を行う。

イ 名古屋市交通局（市バス及び地下鉄）が運行されない場合は、原則として上記「（1）台風・豪雨等異常気象時の取扱い」に準ずる。